


所管部課	市民部 産業振興課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市特例小口零細企業資金融資要綱の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	○	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>平成27年5月20日に「株式会社商工組合中央金庫及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、引用する中小企業信用保険法及び小口零細企業保証制度要綱並びに責任共有制度要綱の条項が変更となることから一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 東大和市特例小口零細企業資金融資要綱第3条中「第2条第3項」を「第2条第3項第1号から第6号まで」に改める</p> <p>(2) 施行日 平成27年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成19年10月1日 東大和市特例小口零細企業資金融資要綱施行</p> <p>平成27年5月20日 「株式会社商工組合中央金庫及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立。</p> <p>平成27年8月7日 「株式会社商工組合中央金庫及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が成立。施行期日を平成27年10月1日に定める。</p> <p>※文書課法規系の審査済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。